

令和2年第6回農業委員会総会

1 日 時 令和2年6月23日(火)
午前9時58分～午前10時14分

2 場 所 大竹市役所4階第2会議室

3 出席委員
(農業委員)

議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
1	廣兼 勝清	9	橋村 實男
2	小川 裕希恵		
3	古木 麻知子		
6	正木 静夫		
7	田中 博幸		

(最適化推進委員)

議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	田中 弘明		

4 欠席委員

議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
4	農業委員 島原 順二	8	農業委員 竹端 只雄
5	農業委員 豊原 道教		最適化推進委員 松本 勝行

5 出席職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	前田 新吾	事務局主幹兼農地係長	川本 義典
事務局書記	早川 正二		

6 議題日程

上程順序	議題番号	内 容
日程第1	議案第7号	令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について
日程第2	議案第8号	令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画について
日程第3	議案第9号	農地法第5条の規定による許可申請について

事務局長

ご起立ください。ただ今から、令和2年第6回大竹市農業委員会総会を開催いたします。一同、ご礼、ご着席下さい。

廣兼会長（挨拶）

廣兼会長

本日の出席委員は9名中6名で定足数に達しておりますので、これより、令和2年第6回大竹市農業委員会総会を開会いたします。

この際、本日の議事録署名委員は、大竹市農業委員会会議規則第17条第2項の規定により、会長において、9番橋村實男委員、2番小川裕希恵委員を指名いたします。よろしく願いいたします。これより、日程第1議案第7号令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について及び日程第2議案第8号令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画について、関連がありますので一括して議題といたします。

本件について事務局より説明を求めます。

事務局（川本）

それでは、議案第7号の令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について及び議案第8号令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画について合わせてご審議をしていただくことの根拠についてご説明いたします。平成21年1月23日付け農林水産省経営局長通知農業委員会の適正な事務実施についてに基づき、平成22年度から毎年度策定しているものでございます。

平成27年、農業委員会等に関する法律などと合わせてこの農業委員会の適正な事務実施についても改正がありました。この改正により総会で審議し決定されましたら、地域の農業者の意見等を求める期間をとることなく、ホームページで公表し、7月15日までに国へ報告することになりました。平成29年からこのようなかたちでご審議のうえ決定しております。なお、地域農業者の意見等については、年間を通じ各農業委員、農地利用最適化推進委員、及び農業委員会事務局に意見が寄せられましたらその都度対処し、報告をすることにしております。

それでは、議案第7号令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）についてをご説明いたします。

3ページをご覧ください。農業委員会の状況は、平成31年3月31日時点での本市における農業の概要、委員会の体制をまとめております。

4ページをご覧ください。担い手への農地の利用集積・集約化は、現状と課題及び令和元年度の目標、実績、活動について記載しております。本市では、平成27年度に1名、新規就農者がいますが、課題にありますように現状としては担い手となる農家がおらず、各農家の利用権設定によって荒廃農地の発生を防止している状況であるため、今以上の集積は難しい状況であります。

5 ページに移ります。新たに農業経営を営もうとする者の参入促進です。こちらでも現状と課題及び令和元年度の目標、実績、活動について記載しております。令和元年度、新規参入者はいませんでした。小規模農地が多い現況ということもあり、新規参入は難しいと思われるため、農業経営基盤強化促進法による利用権設定及び集積を継続的に取り組むことが重要と思われまます。

6 ページをご覧ください。遊休農地に関する措置に関する評価です。こちらでも現状と課題及び令和元年度の目標、実績、活動について記載しております。

令和元年度は、遊休農地の解消目標 0.1 ヘクタールの目標は達成できない結果となりました。各地区での農業委員、及び農地利用最適化推進委員による荒廃農地の確認と利用意向調査を進める中で、遊休農地は数字の上での減少は見られなかったものと考えています。

7 ページに移ります。違反転用への適正な対応についてです。令和元年度の違反転用の実績はありませんでした。

8 ページをご覧ください。農地法等によりその権限に属された事務に関する点検についてです。令和元年度の農地法第 3 条・4 条・5 条の許可申請について、処理件数とともにどのような手順で審査したのかを点検する内容になっております。

9 ページに移ります。農地所有適格法人からの報告への対応についてです。農地法第 6 条の規定により農地所有適格法人は、毎年事業の状況などを農業委員会へ報告することになっております。

提出が遅れましたが事務局からの指導などにより提出がありました。次の 4、情報の提供等については、農地の賃貸料の情報提供、権利移動等の状況把握及び農地基本台帳の整備方法を記載しております。

10 ページをご覧ください。地域の農業者等からの主な要望・意見及び対処内容についてですが、令和元年度は特にありませんでした。

続きまして事務の実施状況の公表等についてですが、総会議事録及び活動計画の点検評価を市のホームページで公表しております。

以上が令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)になります。続きまして、議案第 8 号をご説明いたします。

12 ページをご覧ください。農業委員会の状況についてです。こちらは令和 2 年 3 月 31 日現在の農家・農地の概要及び農業委員会の体制を記載しております。

農家の概要や経営耕地面積につきましては、先ほどの議案第 7 号令和元年度の活動の点検・評価と同様に農林水産省が統計作成しております農林業センサスから転記しております。

耕地面積は同じく農林水産省が統計作成しております耕地及び耕作面積の数値を載せております。それぞれ農林水産省が公表している数値となっております。

13 ページに移ります。担い手への農地の利用集積・集約化についてです。

こちらは、大竹市で認定された認定農業者や新規就農者が担い手として、そのかた

がたに対して農地の利用集積・集約を記載することになっております。平成27年度本市において、新規就農者となったものがおりますが、現状として、国がいう認定農業者がいないため、集積が見込めないのが実情です。

次に新たな農業経営を営もうとする者の参入促進についてです。先ほどの点検・評価でご説明したとおり、現状ではなかなか目途がたたない状況ですが、目標は、昨年度と同様、1経営体の設立を目標としております。

14ページをご覧ください。遊休農地に関する措置についてです。課題にありますように高齢化、人口の減少は年々進みつつあるなかで、遊休農地の減少はなかなか難しいと考えております。遊休農地解消面積の目標につきましては、昨年度と同様の目標、0.1ヘクタールに設定しております。

次のローマ数字5違反転用の適正な対応についてですが、現在、違反転用を把握していませんので解消目標は定めておりません。以上で、議案第7号及び議案第8号の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

廣兼会長

本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。

(質疑及び意見なしの声)

廣兼会長

質疑及び意見はなしと認めます。お諮りいたします。本件については、原案のとおり決してご異議ありませんか。

(異議なしの声)

廣兼会長

それでは、ご異議ありませんので、本件については原案のとおり決定されました。ただいま、事務局から説明がありましたように、後日、市ホームページに公表するとともに、国に報告することに決定されました。

続きまして、これより、日程第3議案第9号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。本件について、事務局より説明を求めます。

事務局（川本）

それでは議案第9号農地法第5条の規定による許可申請についてを説明します。

議案書は15ページ、地図は16ページをご覧ください。

譲受人は玖波七丁目の〇〇 〇〇さん、譲渡人は北栄の〇〇 〇〇さんです。届出地は、防鹿〇〇番〇〇、登記地目は畑、面積は5.97㎡、防鹿〇〇番〇〇、登記地目は畑、面積は7.93㎡です。転用目的は住宅用地として売却するためです。申請事由ですが、現地には〇〇番を主とする5筆の宅地上に昭和36年ころから住宅が存在し、幾度かの増改築をへて平成31年1月までは譲渡人の父が居住していたところ、譲渡人が相続後、居住者がおらず売却を検討していたところ、道路に接する当該申請に係る2筆が、地目が畑であり、現在は通路として使用しているという状況でございました。当該住宅の敷地として一体となっていることから宅地に転用をして周

辺の農地に支障を及ぼすことはないと思われます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

廣兼会長

それでは、本件について、地区担当委員の説明を求めます。9番橋村委員お願いいたします。

橋村委員

先週、調査に参りました。説明にありましたように、〇〇さんの2筆が空き地になっております。その前は駐車場になっており、通り道はブロックで固めてあり、そこを通り道にしておられるそうです。周辺の農地への影響はありませんでした。

廣兼会長

続きまして、本件について現地調査員の意見を求めます。6番正木委員お願いいたします。

正木委員

今お話しいただいたことと重なりますけども、現在既に通路として使われており、何ら問題は無いと思われます。

廣兼会長

本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。

(質疑及び意見なしの声)

廣兼会長

質疑及び意見はなしと認めます。お諮りいたします。本件は、広島県農業会議の農地転用に係る農業会議への意見聴取事務取扱要領第3条に規定される意見聴取に該当とならない事案ですので、本件につきまして申請のとおり許可することに決して、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

廣兼会長

ご異議ございませんので、本件については、許可することに決定されました。

お諮りいたします。本日議決された案件のうち、字句、数字その他、整理を要するものにつきましては、その整理を会長に委任されたいと思ひますが、これに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

廣兼会長

異議なしと認めます。

よって、案件のうち字句、数字その他、整理を要するものにつきましては、その整理を会長に、委任することに決定されました。

以上をもちまして、令和2年第6回大竹市農業委員会総会を閉会いたします。

事務局長

ご起立ください。一同、ご礼。ありがとうございました。